

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地形・地質の概要

津南町の位置 津南町は新潟県の南端に位置し、町の北と東を十日町市に、南端を湯沢町、そして西側を 長野県栄村と接している。

(位置)

面 積	位 置	広 ぼ う	海 抜			
	東 経	北 緯	東 西	南 北	最 高	最 低
170.21 k m ²	138 度 39 分	37 度 00 分	13.4 km	24.4km	2,145m	177m

(地形及び地質)

本町は西から貫流する信濃川とこれに合流する志久見川、中津川、清津川によって形成された雄大な河岸段丘に発達した町であり、信濃川沿岸、西部段丘、東部段丘、中津川沿岸 の四地区に大別できる。また地質で区分すると魚沼層群礫層で形成され、地滑り地形が多い信濃川左岸の山地、火山灰からなるローム層で形成された河岸段丘地域、火山の噴出物で形成された町の南部の火山山地の 3 つとなる。

標高は最低が 177m(鹿渡新田)、最高が 2,145m(苗場山)であり、集落配置の最低位は鹿渡新田の 220m、最高位は前倉の 750m である。

② 気候及び気象の概要

津南町は特に典型的な日本海式気候で、冬期は 11 月下旬～4 月上旬までと長く、日本有数の豪雪地帯であり県内でも特に降雪量の多い地域となっている。また夏は、梅雨に入ると降雨量もかなり多くなるが、梅雨明け後は北西の涼風に恵まれ、高原性の爽やかな気候が続く。

雪に関して過去においての最大積雪量及び最大降雪量は、共に昭和 59 年であり、最大積雪量 458 cm、降雪量 2,293 cmを記録している。最も少なかった年は平成元年であり、最大積雪量 122 cm、降雪量 527 cmを記録している。

③ 想定される災害リスク

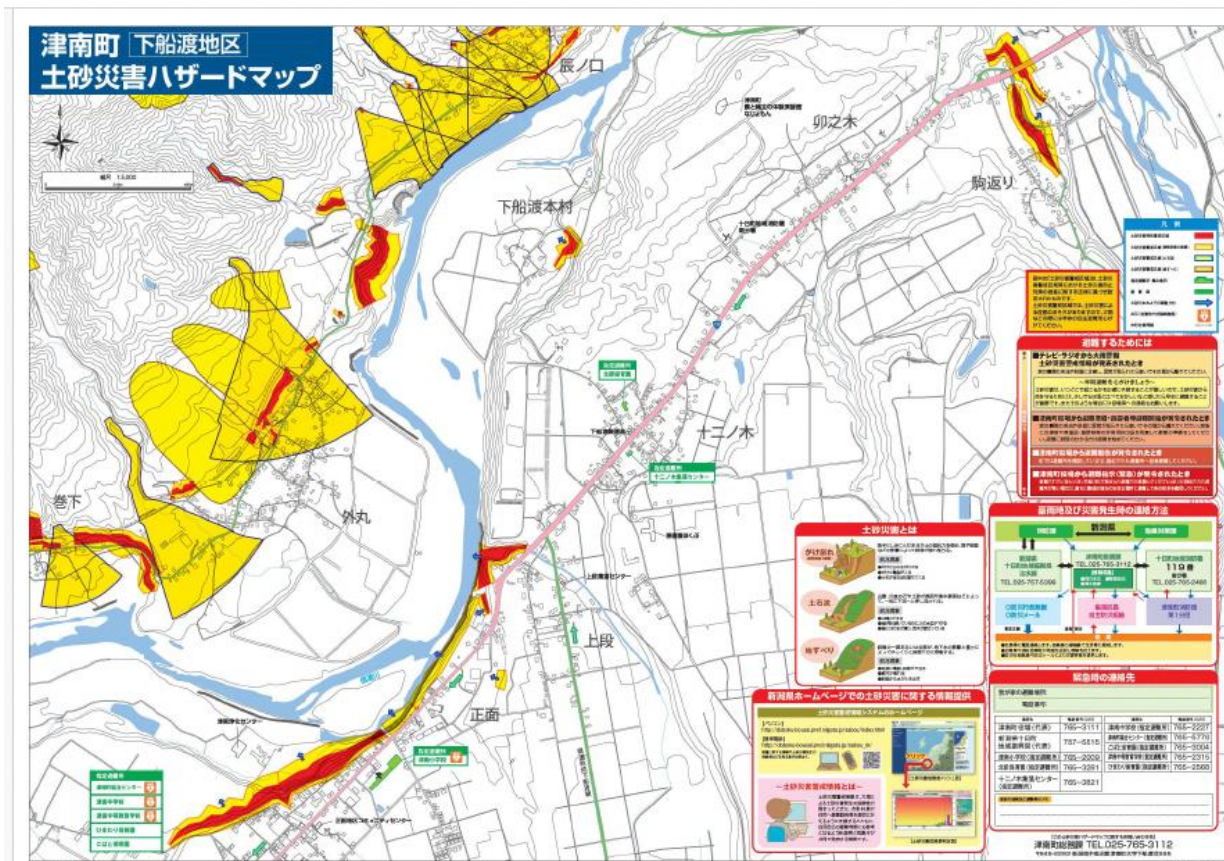
◆地震

十日町断層帯は、十日町断層帯西部と十日町断層帯東部に区分されている。十日町断層帯西部は、小千谷市から十日町、十日町を経て津南町にかけて北北東―南南西に延びており、約 33 キロメートルの長さを有している。十日町断層帯東部は十日町市北部から十日町市南部に至る断層帯で、19 キロメートルの長さを有している。この活断層帯では、今後 30 年の間に地震が発生する確率は、十日町断層帯西部で 3%以上、十日町断層帯東部で 0.4%～0.7%と推定されている。過去にも長野県北地震（2011 年、震度 6 弱）が発生しており地震に対する対策も必要である。商工業者への災害リスクとしては、製造業等における工場や機械の破損による操業停止や小売業や飲食店などの備品の転倒、ライフラインの途絶による営業継続不能などが考えられ、資金力の弱い小規模事業者では

復旧に係る資金の捻出が難しく廃業するリスクも想定される。

◆土砂災害

信濃川左岸は魚沼層群礫層で形成され、地滑りが多い地形であることから、長雨、大雨、地震発生時に地滑りが発生するリスクが高く想定されており、津南町の土砂災害ハザードマップでも信濃川左岸に危険個所が集中している。商工業者への災害リスクとしては、信濃川左岸にある国道 353 号の通行止めなどにて上越方面への交通ルートが十日町経由や長野県の飯山経由となり、流通の鈍化が想定される。



◆感染症

新型インフルエンザは 10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。商工業者への災害リスクとしては、感染症の集団感染の発生により事業停止をまねくことも想定される。

◆豪雪

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海を渡るとき大量の水蒸気が補給され、強い雪雲となって日本列島に上陸する。これらの雲は三国山脈などの高い山地にぶつかり雪を降らせる。この雪は、山沿いに多く降ることから山雪と呼ばれる。また、西高東低の気圧配置がやや緩み、海岸、平野部でも多く降ることがある。この雪は里雪と呼ばれる。

当町の雪は、高緯度地方の雪と異なり非常に湿った重い雪であり、長期にわたって深い積雪が継

続することが特徴となっており、降雪期に地震が発生した場合の複合災害の発生が懸念される。

過去にも 2011 年 3 月 12 日に長野県北部地震が発生していることもあり、注意が必要となっている。商工業者への災害リスクとしては、地域内除雪体制は整っているものの、主要道の損壊による従業員の通勤不能や豪雪と地震が併せて発生した場合の建物の倒壊リスクも想定される。

◆地域内サプライチェーン企業の被災

当町における主要道である国道 117 号線は信濃川に沿って通っており、う回路が少ないことから大規模災害発生時や冬季の異常降雪時に、地域経済を牽引する観光業や農業、建設機械部品製造業の事業継続を図ることは極めて重要であり、同時に、町民生活の維持や復旧に不可欠な除雪・物流・小売機能等のサプライチェーンの機能停止を防ぐ必要がある。商工業者への災害リスクも前述同様である。

(2) 域内の商工業者の状況

業 種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・ 宿泊業	サービ ス業	その他	合 計
商工業者数	87	42	7	87	57	97	40	417
小 規 模 事業者数	82	32	6	72	54	84	35	365
会員数	78	29	7	65	49	54	28	310
立地状況	町内全域 に分布	町内全域 に分布	町内全域 に分布	町内全域 に分布	町内全域 に分布	町内全域 に分布	町内全域 に分布	

(当会独自名簿より 令和 7 年 7 月 9 日現在 定款・特別会員含まない)

津南町の基幹産業は農業で、「農を以て立町の基と為す」を町是としており、特に魚沼産コシヒカリ、雪下にんじん、アスパラガス、とうもろこしなどの野菜や、日本一の産地であるカサブランカのユリが特産品となっている。また、年間約 50 万人の観光入込客があり、観光産業にも力を入れている。企業誘致による製造業や地元で生産されている野菜を使用した食品加工なども行われており地域雇用創出の場となっている。一方、人口の減少と高齢化により人材不足が多くの業種で発生しており、建設業においては技術継承が課題となっている。また、事業廃業を考える方も多くあり、商工業者数は減少傾向となっている。

(3) これまでの取組み

① 当町の取組み

- ・津南町地域防災計画の策定
- ・津南町防災訓練の実施
- ・津南町広報無線、町ホームページ等の防災情報発信

② 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）や総合火災共済（新潟県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・津南町商工会危機管理マニュアルの策定

- ・防災備品（ヘルメット、懐中電灯、軍手等）の準備

③ 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・町内小規模事業者に対しては BCP に対するチラシを配布する程度となっており、小規模事業者で事業継続力強化計画を策定している事業者はほぼいない状況である。

（令和 6 年度から実施している「事業継続力強化支援事業」にて計画策定支援した事業者は中企業 2 社 であり、小規模事業者で計画策定している事業者はいない状況である。）

その他、町内事業者への調査も行っており、策定状況は把握できていない。

- ・隣接している十日町市商工会との共同開催にて事業継続力強化に関するセミナー（年 1 回）も開催したのだが、当町からの参加者は無く事業者に対し事業継続力強化計画の重要性を認識させることが喫緊の課題となっている。

II 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 町内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況を把握できてない。
- ② 地域内小規模事業者においては災害発生や感染症を「他人事」のように考えている者も多く、日頃から災害発生時のリスク回避対策の重要性並び BCP 計画策定の周知が必要となっている。
- ③ 地域の自然災害リスクについて当会と行政関係部署との間で十分な議論が出来ていないこと、地元以外の職員もいることから、勤務時間外時の災害が発生した場合の対応に支障がある状況でもあり、日常での事前対策訓練並びに行政や関係機関との連携体制の確認が必要である。
- ④ 本計画実行にあたって、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足している事もあり、外部及び上部組織の援助を必要としていることから職員の業務知識向上も課題となっている。
- ⑤ 感染症対策について、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

【対策】

- ① 商工会の経営指導員等による巡回指導や窓口相談等の日常的な伴走支援の機会を最大限に活用し、事業者の事業継続に関する取組状況を継続的に把握する。
- ② 小規模事業者にとって災害発生時のリスク回避対策の重要性並び BCP 計画策定意識を高めるため、チラシやパンフレット、計画策定事例等を配布して周知を図る。
- ③ 行政担当課窓口（観光地域づくり課）と当会にて年数回の会合を持ち、本計画における災害リスクや支援の方法を協議する。また、①にて把握した町内小規模事業者のデータは業種や地域ごとに分析し、重点的に支援を行う対象の抽出に活用する。
- ④ 保険・共済や防災・減災に対する専門的知識を持った職員の不足を補うため、上部組織が実施する研修会や説明会に積極的に参加すると共に、職場内における定期的な OJT を実施して職員の知識向上を図る。
- ⑤ ②と同様に、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、感染症対策のための予防やルール作りを意識させるチラシやパンフレットを活用して小規模事業者への意識改革を図る。また、リスクリファレンス対策として保険会社や金融機関など、他の支援機関と連携して小規模事業者の

支援強化を図る。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・本町は日本有数の豪雪地帯であるとともに、十日町断層帯による地震や、信濃川左岸等における地滑りなどの自然災害リスクを抱えており、大規模災害発生時や冬季の異常降雪時において、地域経済を牽引する観光業や農業の事業継続を図ることは極めて重要であることから、町民生活の維持や復旧に不可欠な除雪・物流・小売機能等のサプライチェーンの機能停止を防ぐ必要があり、個社単独の防災力向上にとどまらず、地域内事業者間での代替生産、保管場所の共有、除雪の相互協力などの「面的連携」を推進する。
- ・支援においては、町内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が皆無となっていることから、事業者 BCP の策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組みとして、損害保険の加入などリスクリファレンスの取組みを促進する。

具体的には、下記の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年間 2 者に対して事業者 BCP の策定支援を行う。必要に応じて見直し支援を行う。
- ② 町内事業者全体の事業継続力強化計画の策定を 5 年間で 12 社
(地域内商工業者数 417 社の 3%相当を新規に実施)
- ③ 損害保険加入の取組みを 3 者に対して行う。
- ④ 上記目標達成のため、青年部・女性部の会合に合わせ説明会を年 1 回以上開催する。
- ⑤ 職員の業務知識向上に向けた OJT を年間 1 回以上行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 町内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況の把握

- ・ 当会職員による巡回指導や窓口相談等の日常的な伴走支援の機会を最大限に活用し、事業者の事業継続に関する取組状況を継続的に把握する。

具体的には、本町特有の災害リスクである十日町断層帯の地震や、信濃川左岸等の地滑り、長期間の豪雪による孤立等を念頭に置いた独自のヒアリングシート等を活用し、自社の立地リスクの認知度（ハザードマップの確認有無）や、交通遮断時の従業員の安全確保、さらには次世代への円滑な事業承継も見据えた中長期的なリスク対策の状況を網羅的に把握する。把握したデータは業種や地域ごとに分析し、重点的に支援を行う対象の抽出に活用する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・ 巡回指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクやその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国・県・町の施策の紹介や、リスク対策の必要性、共済等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、各種共済の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

(3) フォローアップ

- ・ 事業者BCPの策定後3年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練・計画の見直しについての指導を行う。
- ・ 支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・ 同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。特にサプライチェーンの中断を最小限に抑え、早期に地域経済の機能を回復させることを目標とし、特に重要な供給網・インフラを担う事業者に連携を促す。

(5) 関係団体等との連携

- ・損保会社やBCPに詳しい専門家と連携し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・事業継続力強化計画の策定にあたって、新潟県商工会連合会の専門家派遣制度を活用して策定支援を行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、新潟県へ報告する。

(別表2)

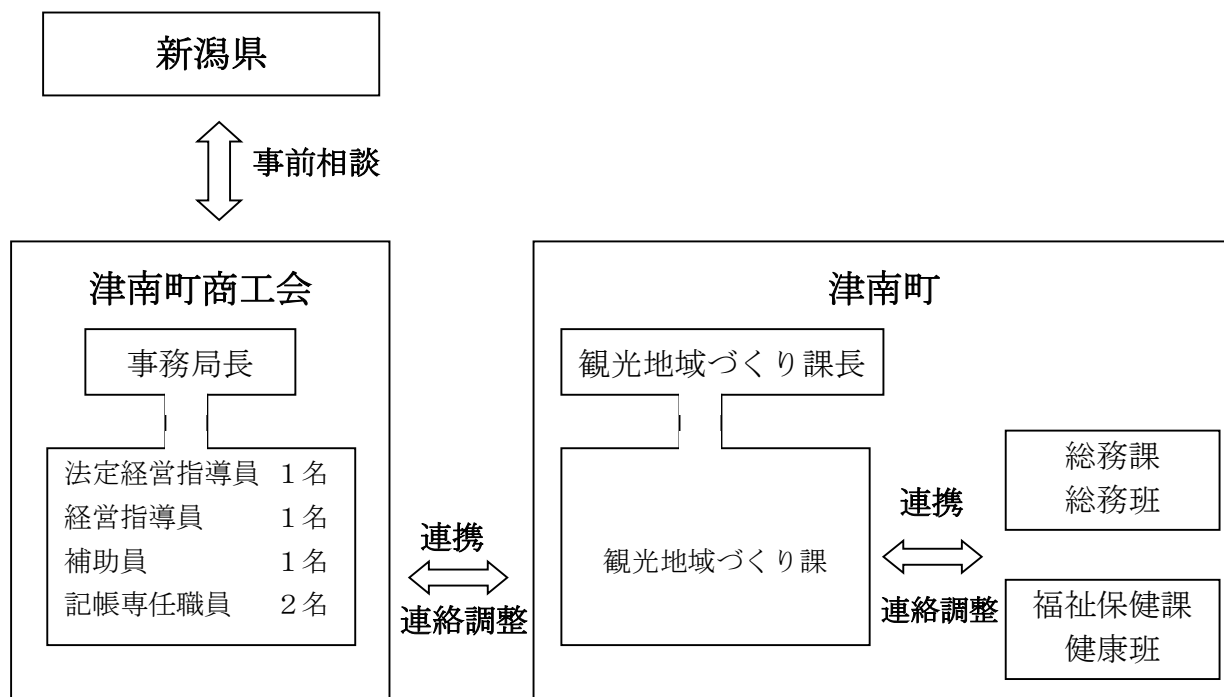
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

【実施体制図】



① 都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・当会、本町観光地域づくり課・総務課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、検討会を開催する。
- ・また、認定主体である新潟県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

② 広域的な支援体制

- ・当町と隣接している十日町市は信濃川沿線に位置しており、地理的にも同様の災害リスクを持つことから、より効率的な支援を行うため、当会及び十日町市商工会が連携し、共同で支援を行う。

③ 商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・町内を5地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員1名及び経営支援員3名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・また、保険加入促進については、新潟県火災共済協同組合の担当者と連携の上、事業者が一番適した内容を提案する他、訪問個別相談できる体制とする。

④ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員 1 名、経営指導員 1 名、経営支援員 3 名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を当会と津南町との検討会（年 1 回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

⑤ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・氏 名： 大口 徳人
- ・連絡先： 津南町商工会（連絡先は後述（３）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

津南町商工会経営指導員 大口 徳人は、施行規則第 2 条第 2 項に規定する広域経営指導員に該当しない。

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

津南町商工会

〒949-8201

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡丁 2920 番地

TEL：025-765-2301 FAX：025-761-4039

E-mail syoukou@tsunan.or.jp

②関係市町村

津南町役場 観光地域づくり課

〒949-8292

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

TEL：025-765-3111 FAX：025-765-4625

E-mail chiiki@town.tsunan.niigata.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、新潟県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	288	288	288	288	288
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ、チラシ作成費	55	55	55	55	55
防災、感染症対策費	33	33	33	33	33

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、津南町補助金、新潟県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし